

ト折柄ニ及ヘシテ「前次ノ除名カ要キラル」以下
四行全部抹殺セテ了ス。理由ハ差業別
聯合会トシテハ協議会ト云フハ差業別聯合
カ作ル前堤トシテ過放メナスリテアリテアリマス
然レ云フスニ除名ノ权限ヲ其ニト云ハヤルナ事ハ
面白クナイ。且中央差業會ニ申告スレバ中央差
業會ハ相當ノ权限アリテ十分目的ヲ達スル
コトガ出来ル。折柄ノ理由ニ依リマスニテ本部
救スルテアリマス。

第ニイ九條ノ九ニテ五イ條トシテ
中央差業會ノ除名ノ決議ニ對シテハ大倉ニ上テ
スルコトヲ得。上訴期間中トハ加盟會ノ委員
トシテ在川嘉壽ノノ部各條ニテモアリマス。

繼リテ「第ニイ九條ハ條々トシテ三イノ條カニル
其ノ三十二條中「出席」ト云フノガ「出席」カニラコ
ハ一ツ海ナ

第ニイ九條ノ九ニテ五イ條トシテ
中央差業會ノ除名ノ決議ニ對シテハ大倉ニ上テ
スルコトヲ得。上訴期間中トハ加盟會ノ委員
トシテ在川嘉壽ノノ部各條ニテモアリマス。

第ニイ九條ノ九ニテ五イ條トシテ
中央差業會ノ除名ノ決議ニ對シテハ大倉ニ上テ
スルコトヲ得。上訴期間中トハ加盟會ノ委員
トシテ在川嘉壽ノノ部各條ニテモアリマス。

第ニイ九條ノ九ニテ五イ條トシテ
中央差業會ノ除名ノ決議ニ對シテハ大倉ニ上テ
スルコトヲ得。上訴期間中トハ加盟會ノ委員
トシテ在川嘉壽ノノ部各條ニテモアリマス。